

障害福祉サービスの利用者負担の考え方

費用負担の考え方

サービス提供未実施市町村が多く、新規の利用者が急速に増えることが見込まれる
既存の利用者と新規の利用者の公平

当面、新たにサービスを利用し始める者の増加によるサービス量や、支援の必要度に応じたサービス量を確保することが必要。

必要なサービスを確保するため、制度の効率化・透明化等を進めるとともに、その費用を皆で負担し支え合うことが不可欠。

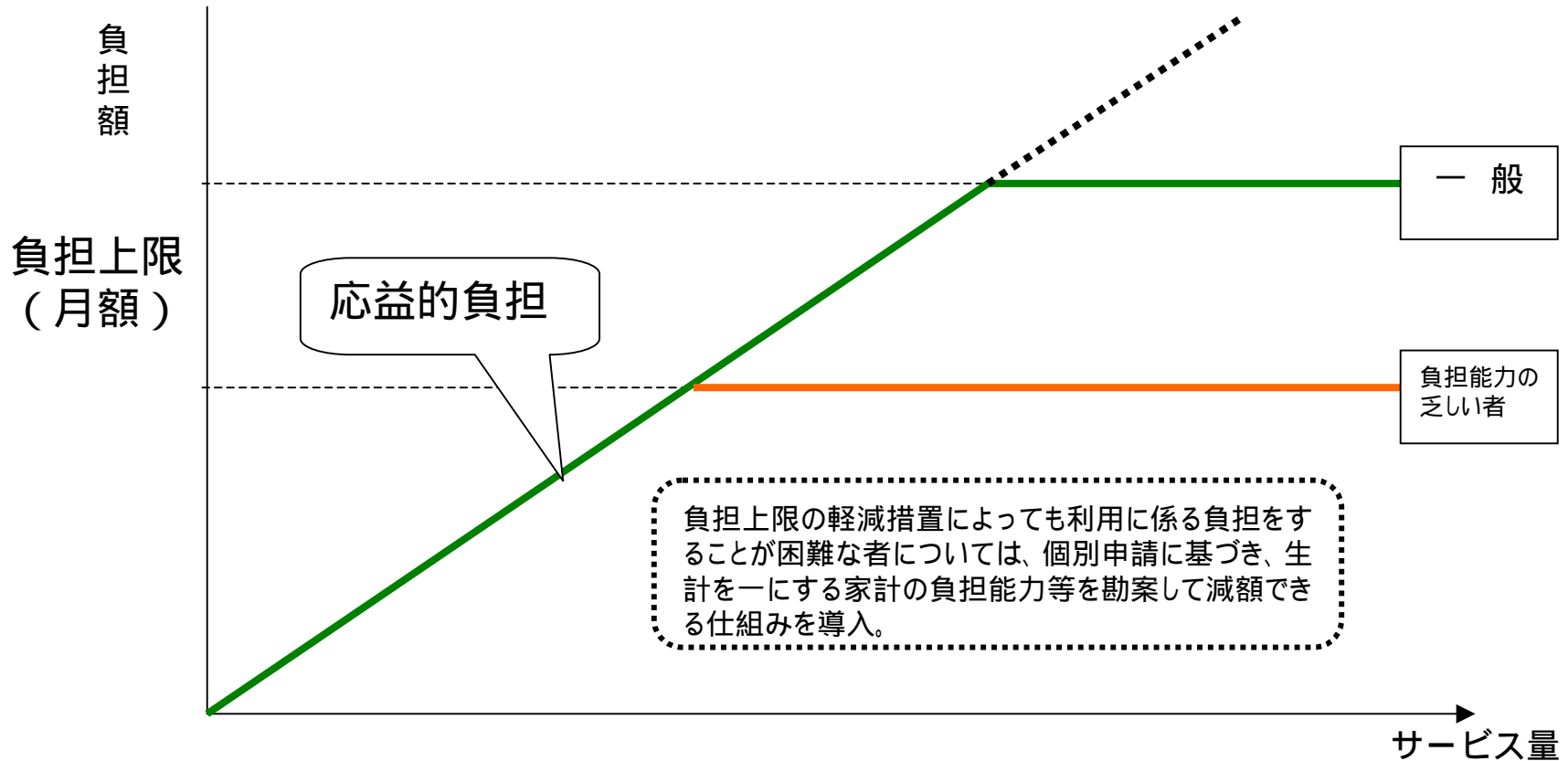
< 利用者負担 >

サービスの利用量に応じた負担
在宅と施設のバランスのとれた負担

< 国・都道府県の負担 >

制度的課題の解決を前提に、国及び都道府県が義務的に支弁する仕組みに改める

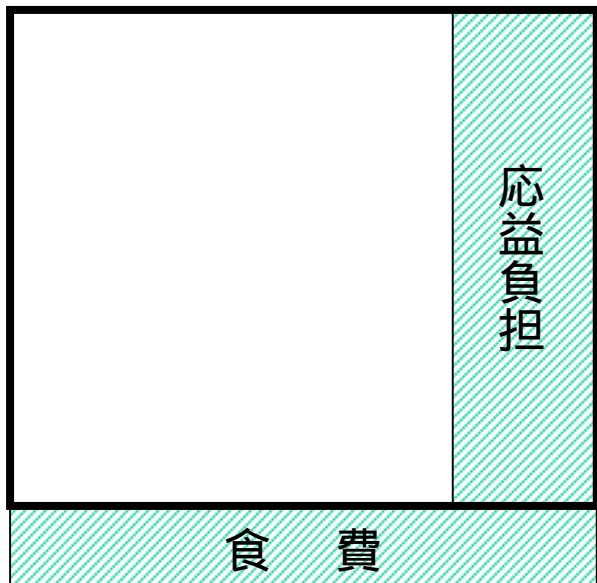
障害福祉サービス(個別給付)に係る利用者負担見直しの考え方 － 応益的な負担の導入 －



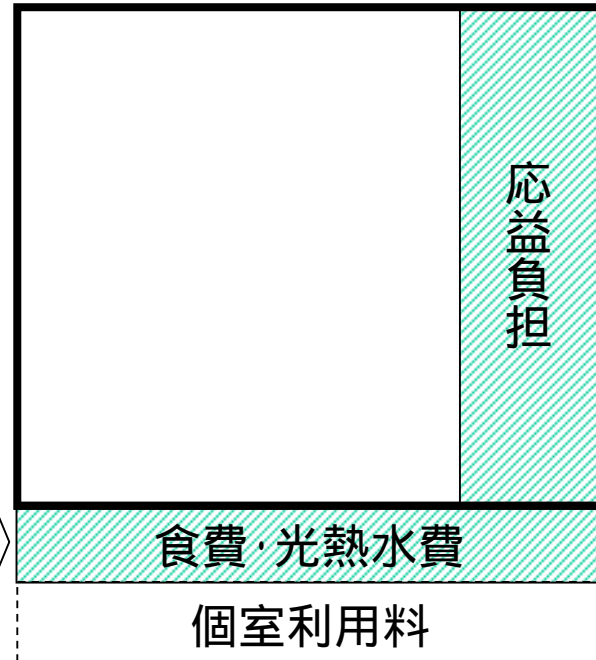
負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

障害福祉サービス(個別給付)に係る利用者負担見直しの考え方 － 食費等実費負担(在宅と施設の負担の公平) －

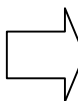
通 所



入 所



負担能力が乏しい者の食費・光熱水費について配慮。



は自己負担



は原則自己負担

医療費・日用品費は自己負担

利用者負担に関する考え方

一般の場合

負担能力に乏しい場合

負担する者

利用契約を行った者

利用契約を行った者

負担率

介護保険制度や老人保健制度
の負担率を勘案した率

介護保険制度や老人保健制度
の負担率を勘案した率

負担上限額

介護保険制度や老人保健制度
の額を勘案した額

- 市町村民税非課税世帯に属する者

介護保険制度や老人保健制度
の額を勘案した額

- 特に負担能力の乏しい者
(市町村民税非課税世帯に属する一定以下の収入の者、生活保護世帯等に属する者)

特に定める額

食費等

実費負担

実費負担

(通所・入所)

5

ただし、補足的に給付を行う場合がある。

負担能力の乏しい者の範囲

	新制度	老人保健制度	介護保険制度	健康保険制度
生活保護	生活保護	負担上限 1.5万円	負担上限 1.5万円	負担上限 3.54万円
市町村民税 世帯非課税	低所得1	負担上限 1.5万円	負担上限 2.46万円	〔多数該当〕 2.46万円
	低所得2	負担上限 2.46万円	負担上限 2.46万円	
その他	一般	負担上限 4.02万円	負担上限 3.72万円	負担上限 7.23万円～ 〔多数該当〕 4.02万円
負担率		1割 (高所得2割)	1割	3割 (乳幼児2割)